**入札保証金確認書（事前確認）**

１．件　　名　　　　　学校給食栄養価計算システム賃貸借契約

２．事業所名

３．予定する入札保証金（該当する箇所の（　）に○印をご記入ください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 提出書類等 |
| １．納付 | （　 ）入札保証金の納付 |  |
| ２．免除 | （　 ）保証事業会社の保証 | 保険証書の写し |
| ３．免除 | （ 　）その他 | 同規模の契約書の写し（過去2年間の2件分） |

１　入札保証金の額

　　入札保証金の額は見積もる入札金額の100分の5以上とします。また、入札するときに保証金が

納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

（１）納付方法等

　　①納付書の発行を希望する者は、入札参加資格申請時に浦添共同調理場まで申し出ることとする。

　　②納付後、銀行等からの領収書（写し）は、入札当日に必ず持参すること。

（２）入札保証金の還付

　　①落札決定後に還付する。但し、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金に充当することができる。

②充当しない場合は、契約保証金を徴収した後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札者は、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要があります。

（３）還付方法

①還付請求書を浦添共同調理場まで提出する。

②請求書受理後、約２週間後に指定された口座に振り込む。

　※現金、小切手又は入札保証金に代わる担保で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、

取扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「２　入札保証金の免除」の手続きをとって下さるようご協力お願いします。

２　入札保証金の免除

　　次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部が免除されます。

（１）保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札日前日の正午までに提出した場合。

（２）過去2カ年の間に国（公社、公団を含む。）または地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことが分かる書類（契約書の写し）を入札日前日の正午までに提出した場合。

　 ※ 入札日前日等が閉庁日（土日祝日等）の場合は、入札日前直近の開庁日。